

## Q & A -先生方の質問にお答えします-

### Q1 1回の授業で、3つの観点全てを評価しなければならないのですか。

A. 学習評価については、日々の授業の中で生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要です。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行なうなど、その場面を精選することが重要です。

### Q2 「十分満足できる」状況(A)はどのように判断したらよいのですか。

A. 各教科において「十分満足できる」状況(A)と判断するのは、評価規準に照らし、生徒が実現している学習の状況が質的な高まりや深まりをもっていると判断される場合です。「十分満足できる」状況(A)と判断できる生徒の姿は多様に想定されるので、学年会や教科部会等で情報を共有することが重要です。

### Q3 高等学校における観点別評価の在り方、留意すべきことは何ですか？

A. これまでも、高等学校における学習評価では、生徒一人一人に対して観点別評価と生徒へのフィードバックが行われてきましたが、指導要録の参考様式に観点別学習状況の記載欄がなかったこともあり、指導要録に観点別学習状況を記録している高等学校は13.3%にとどまっていました(平成29年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査」より)。平成31年3月29日文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」における観点別学習状況の評価に係る説明が充実したことと指導要録の参考様式に記載欄が設けられたことを踏まえ、高等学校では観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高めることが求められます。

### Q4 評定以外の学習評価についても保護者の理解を得るにはどのようにすればよいのでしょうか。

A. 保護者説明会等において、学習評面に関する説明を行うことが効果的です。各教科等における成果や課題を明らかにする「観点別学習状況の評価」と、教育課程全体を見渡した学習状況を把握することが可能な「評定」について、それぞれの利点や、上級学校への入学者選抜に係る調査書のねらいや活用状況を明らかにすることは、保護者との共通理解の下で生徒への指導を行っていくことにつながります。

### Q5 障害のある生徒の学習評価について、どのようなことに配慮すべきですか。

A. 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある生徒の学習評価についても変わるものではありません。このため、障害のある生徒については、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行なうことが必要です。また、指導要録の通級による指導に関して記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合には、その写しをもって指導要録への記入に替えることも可能としました。

# 学習評価の 在り方 ハンドブック

高等学校編



- P2 学習指導要領 学習指導要領解説
- P4 学習評価の基本的な考え方
- P6 学習評価の基本構造
- P7 総合的な探究の時間及び特別活動の評価について
- P8 観点別学習状況の評価について
- P10 学習評価の充実
- P12 Q&A -先生方の質問にお答えします-

# 学習指導要領

# 学習指導要領解説

## 学習指導要領とは、国が定めた「教育課程の基準」です。

(学校教育法施行規則第52条、74条、84条及び129条等より)



### ■学習指導要領の構成 (高等学校の例)

- 前文 第1章 総則
- 第2章 各学科に共通する各教科
  - 第1節 国語
  - 第2節 地理歴史
  - 第3節 公民
  - 第4節 数学
  - 第5節 理科
  - 第6節 保健体育
  - 第7節 芸術
  - 第8節 外国語
  - 第9節 家庭
  - 第10節 情報
  - 第11節 理数
- 第3章 主として専門学科において開設される各教科
  - 第1節 農業
  - 第2節 工業
  - 第3節 商業
  - 第4節 水産
  - 第5節 家庭
  - 第6節 看護
  - 第7節 情報
  - 第8節 福祉
  - 第9節 理数
  - 第10節 体育
  - 第11節 音楽
  - 第12節 美術
  - 第13節 英語
- 第4章 総合的な探究の時間
- 第5章 特別活動

総則は、以下の項目で整理され、全ての教科等に共通する事項が記載されています。

- 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割
- 第2款 教育課程の編成
- 第3款 教育課程の実施と学習評価
- 第4款 単位の修得及び卒業の認定
- 第5款 生徒の発達の支援
- 第6款 学校運営上の留意事項
- 第7款 道徳教育に関する配慮事項

各教科等の目標、内容等が記載されています。

(例) 第1節 国語

- 第1款 目標
- 第2款 各科目
- 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

平成30年改訂学習指導要領の各教科等の目標や内容は、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて再整理されています。

- ア 何を理解しているか、何ができるか  
(生きて働く「知識・技能」の習得)  
※職業に関する教科については、「知識・技術」
- イ 理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)
- ウ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか  
(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

平成30年改訂「高等学校学習指導要領」より

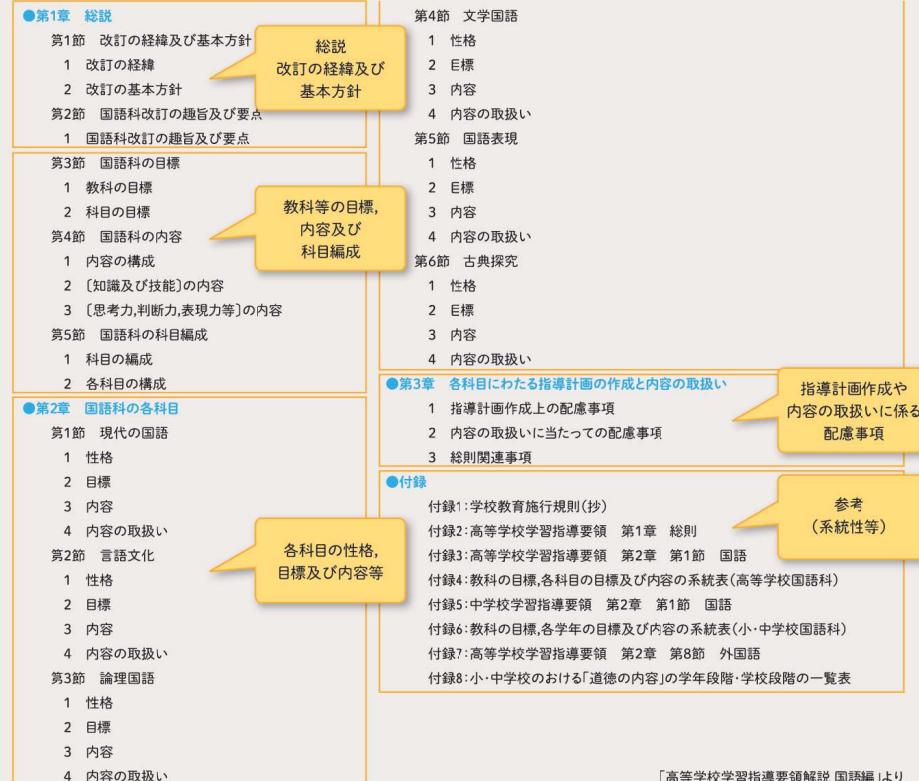
詳しくは、文部科学省Webページ「学習指導要領のくわしい内容」をご覧ください。  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1383986.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm))



学習指導要領解説とは、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成したものです。



### ■学習指導要領解説の構成 (高等学校 国語編の例)



教師は、学習指導要領で定めた資質・能力が、生徒に確実に育成されているかを評価します

「高等学校学習指導要領解説 国語編」より  
※「総則編」、「総合的な探究の時間編」及び「特別活動編」は異なった構成となっています。

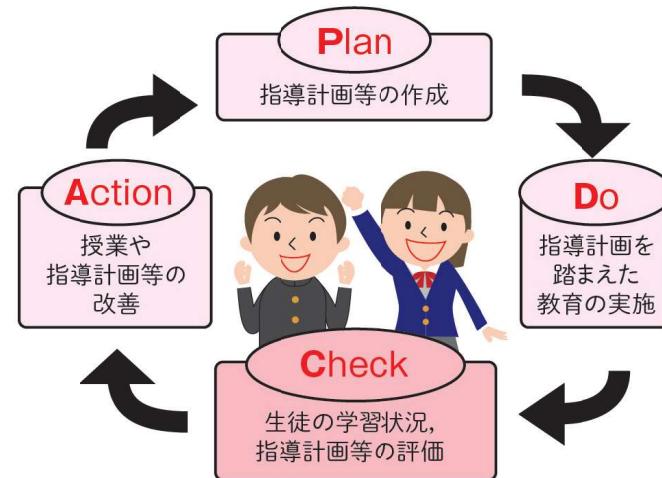
# 学習評価の基本的な考え方

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものです。「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一緒に貫性のある取組を進めることが求められます。

## カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

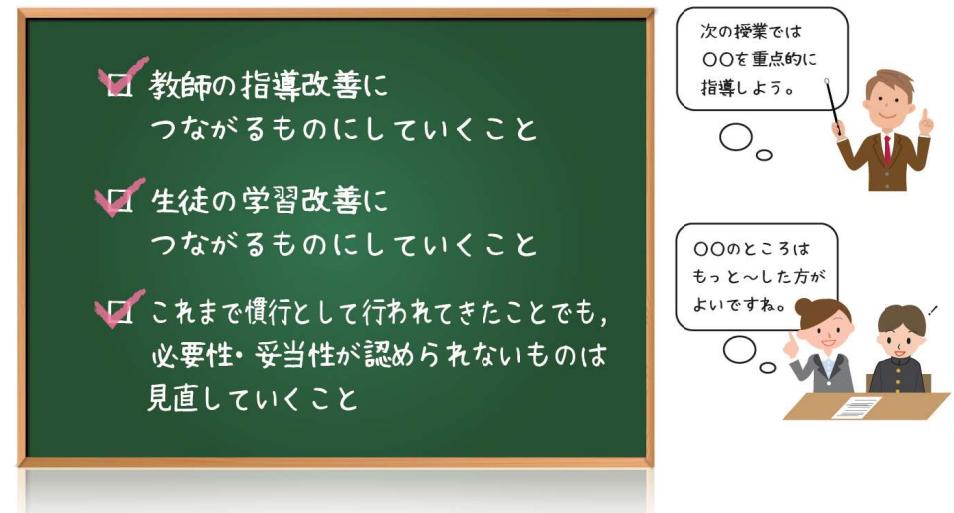
各学校は、日々の授業の下で生徒の学習状況を評価し、その結果を生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っています。

このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っています。



## 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るために、生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切です。平成30年改訂学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。



詳しくは、平成31年3月29日文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」をご覧ください。  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415169.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm))



## 評価に戸惑う生徒の声

「先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばよいのか本当に分かりにくいんです。」(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ第7回における高等学校3年生の意見より)

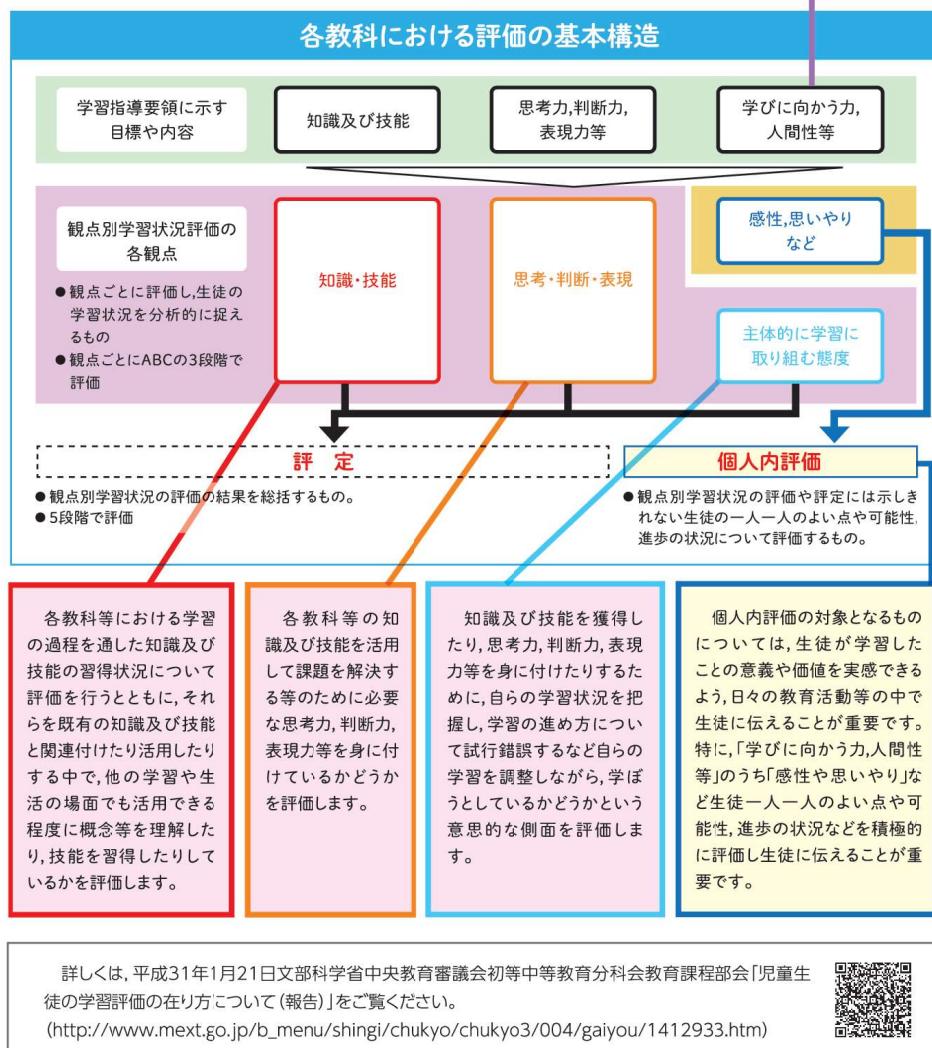
あくまでこれは一部の意見ですが、学習評価に対する生徒のこうした意見には、適切な評価を求める切実な

思いが込められています。そのような生徒の声に応えるためにも、教師は、生徒への学習状況のフィードバックや、授業改善に生かすという評価の機能を一層充実させる必要があります。教師と生徒が共に納得する学習評価を行うためには、評価規準を適切に設定し、評価の規準や方法について、教師と生徒及び保護者で共通理解を図るガイダンス的な機能と、生徒の自己評価と教師の評価を結び付けていくカウンセリング的な機能を充実させていくことが重要です。

Column

# 学習評価の基本構造

平成30年改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されています。



# 総合的な探究の時間及び特別活動の評価について

総合的な探究の時間、特別活動についても、学習指導要領等で示したそれぞれの目標や特質に応じ、適切に評価します。

## 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間の評価の観点については、学習指導要領に示す「第1目標」を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、以下を参考に定めることとしています。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身につけ、課題に関する概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。	実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

この3つの観点に則して生徒の学習状況を見取ります。

## 特別活動

従前、高等学校等における特別活動において行った生徒の活動の状況については、主な事実及び所見を文章で記述することとされてきたところ、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしています。

評価の観点については、特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、設置者ではなく、各学校が評価の観点を定めることとしています。その際、学習指導要領等に示す特別活動の目標や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば以下のように、具体的に観点を示すことが考えられます。

特別活動の記録					
内容	観点	学年	1	2	3
ホームルーム活動	よりよい生活や社会を構築するための知識・技能		○		○
生徒会活動	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現			○	
学校行事	主体的に生活や社会、人間関係をよりよく構築しようとする態度		○	○	

高等学校生徒指導要録(参考様式)様式2の記入例 (3年生の例)

各学校で定めた観点を記入した上で、内容ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入します。  
○印をつけた具体的な活動の状況等については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に簡潔に記述することで、評価の根拠を記録に残すことができます。

なお、特別活動は、ホームルーム担任以外の教師が指導することも多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図って、生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、指導の改善に生かすことが求められます。

# 観点別学習状況の評価について

観点別学習状況の評価とは、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるものです。

## 「知識・技能」の評価の方法

「知識・技能」の評価の考え方は、従前の評価の観点である「知識・理解」「技能」においても重視してきたところです。具体的な評価方法としては、例えばペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る等が考えられます。また、生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことも考えられます。

## 「思考・判断・表現」の評価の方法

「思考・判断・表現」の評価の考え方は、従前の評価の観点である「思考・判断・表現」においても重視してきたところです。具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられます。

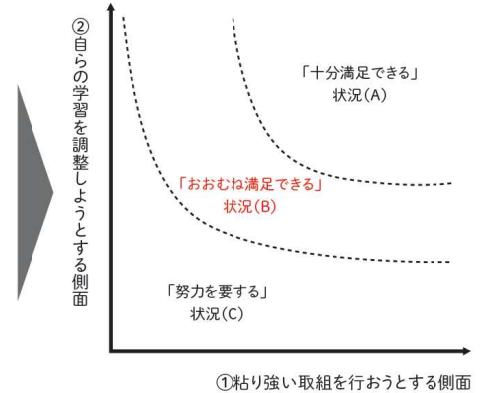
## 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の方法

具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられます。その際、各教科等の特質に応じて、生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要があります。

## 「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行おう中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められる。

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わりながら立ち立てるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



ここで評価は、その学習の調整が「適切に行われるか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結びついていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められます。

## 「自らの学習を調整しようとする側面」とは…

自らの学習状況を把握し、学習の進め方にについて試行錯誤するなどの意思的な側面のことです。評価に当たっては、生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を、単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要です。



「主体的に学習に取り組む態度」は、「関心・意欲・態度」と同じ趣旨ですが…  
～こんなことで評価をしていませんでしたか?～

平成31年1月21日文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」では、学習評価について指摘されている課題として、「関心・意欲・態度」の観点について「学校や教師の状況によっては、挙手の回数や毎時間ノートを取っているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない」ということが指摘されました。これを受け、従来から重視してきた各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという趣旨が改めて強調されました。

# 学習評価の充実

## 学習評価の妥当性、信頼性を高める工夫の例

- 評価規準や評価方法について、事前に教師同士で検討するなどして明確にすること、評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に係る教師の力量の向上を図ることなど、学校として組織的かつ計画的に取り組む。
- 学校が生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し生徒や保護者の理解を図る。

## 評価時期の工夫の例

- 日々の授業の中では生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、各教科における「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材などのまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行う。
- 学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、複数の単元や題材などにわたって長期的な視点で評価することを可能とする。

## 学年や学校間の円滑な接続を図る工夫の例

- 「キャリア・パスポート」を活用し、生徒の学びをつなげることができるようとする。
- 入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを図る。
- 大学入学者選抜において用いられる調査書を見直す際には、観点別学習状況の評価について記載する。
- 大学入学者選抜については、高等学校における指導の在り方の本質的な改善を促し、また、大学教育の質的転換を大きく加速し、高等学校教育・大学教育を通じた改革の好循環をもたらすものとなるような改革を進めることが考えられる。

## 評価方法の工夫の例

### 高校生のための学びの基礎診断の認定ツールを活用した例

高校生のための学びの基礎診断とは、高校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みで、平成30年度から制度がスタートしています。学習指導要領を踏まえた出題の基本方針に基づく問題設計や、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題等が認定基準となっています。受験結果等から、生徒の課題等を把握し、自らの指導や評価の改善につなげることも考えられます。

詳しくは、文部科学省Webページ「高校生のための学びの基礎診断」をご覧ください。  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm))



## 評価の方法の共有で働き方改革

ペーパーテスト等のみにとらわれず、一人一人の学びに着目して評価をすることは、教師の負担が増えることのように感じられるかもしれません。しかし、生徒の学習評価は教育活動の根幹であり、「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っています。その際、助けとなるのは、教師間の協働と共有です。

評価の方法やそのためのツールについての悩みを一人で

抱えることなく、学校全体や他校との連携の中で、計画や評価ツールの作成を分担するなど、これまで以上に協働と共有を進めれば、教師一人当たりの量的・時間的・精神的な負担の軽減につながります。風通しのよい評価体制を教師間で作っていくことで、評価方法の工夫改善と働き方改革にもつながります。

### 「指導と評価の一体化の取組状況」

A:学習評価を通じて、習評価のあり方を見直すことや個人に応じた指導の充実を図るなど、指導と評価の一体化に学校全体で取り組んでいる。

B:指導と評価の一体化の取組は、教師個人に任せられている。

